

総 務 経 済 委 員 会

招 集 年 月 日	平成 3 1 年 3 月 1 3 日					
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室					
開閉会日時及び宣告	開 会	午前 1 0 時 0 0 分	委員長	竹内 祐子		
	閉 会	午前 1 1 時 5 5 分	委員長	竹内 祐子		
出席並びに欠席議員 出席 6 名 欠席 0 名 ○ ……………出席を示す ▲ ……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠		
	土屋 和幸	○	豊田 一仁	○		
	楠 浩幸	○	馬場 衛	○		
	竹内 祐子	○	牧野 考二	○		
説明のため出席した 者の職・氏名	市 民 経 済 部 長	長田 尚史				
	保 険 年 金 課 長	尾崎 修				
	課 長 代 理 兼 後 期 高 齢 係 長	崎本 昌子				
	保 険 年 金 係 長	木下 靖義				
	特 定 健 診 係 長	森田 ゆかり				
職務のため出席した 者の職・氏名	局 長	竹上 弘	係 長	加藤 敬	書 記	三浦 梨紗
会議に付した事件	3 月 定 例 会 付 託 議 案 審 査					
会議の経過	別 紙 の と お り					

傍聴議員：神谷 里枝

総務経済委員会会議録

平成31年3月13日（水）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

〔午前10時00分 開会〕

○楠副委員長 おはようございます。今日は、ちょっと寒いですが、御多忙のところ、御参集いただきまして、ありがとうございます。それでは、委員長、開会をお願いします。

○竹内委員長 おはようございます。一雨ごとに春の兆しを感じるきょうこのごろですが、日中の寒暖の差は結構ありまして、皆様、体調を崩さないように、それと私も花粉症なんですけれども、花粉の量が多いものですから、本当に朝から頭も重たくて大変体調管理に苦慮しているところであります。そのようなところで、議員初め職員の皆様方も体調管理には留意されて、きょうの平成31年度特別会計予算の審査をさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、所定の定足数に達しておりますので、ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

本日、神谷議員より傍聴の申し出があり、当委員会に同席されますので、御報告いたします。

本委員会に付託されました議案は既に配付されております付託議案一覧表のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから、議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。

質疑は一問一答式とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思います。

なお、会議録作成のため、マイクのスイッチの入れ忘れのないようお願いいたします。また、職員が資料確認等のため審査の最中に委員会室を出入りすることにつきましては、あらかじめ許可をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。出入りする職員におかれましては、審査の邪魔にならないよう静かに出入りするようお願いいたします。

では、議案の審査に入らせていただきます。

審査は、議案第30号、議案第32号の順に行います。

初めに、議案第30号、平成31年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

議案書は94ページから97ページ、平成31年度各会計予算に関する説明書の中の国民健康保険事業特別会計予算及び予算概要説明書72ページから80ページをごらんください。

これより、質疑を行います。質疑は、歳入全般と歳出全般にそれぞれ分けて行います。

初めに、歳入についての質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

土屋委員。

○土屋委員 お尋ねします。国民健康保険税は前年度より7,952万円、6.3%の減少となっておりますが、どのように見込んで、そういう金額になったか教えてください。

○竹内委員長 保険年金課長、お願いします。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

平成30年度の課税額をもとに、被保険者数の減少や保険税軽減対象世帯などを見込み、減額といたしました。収納率は平成29年度の収納率をもとに、一般被保険者の現年課税分94.5%、滞納繰越分18%、退職被保険者の現年課税分98.4%、滞納繰越分18%で見込み、前年度と同程度と見込んでおります。以上でございます。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 ありがとうございます。それで、被保険者数の推移というのはあると思うのですが、こういうのは何年先まで見込んで、例えば、平成31年度が始まって何年度先ぐらまで見通せるものかを教えてください。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

まず初めに、見込みということになります。被保険者については平成29年度末の1万2,963人に対し、平成30年度末、いわゆる平成31年度当初約1万2,473人と見込み、差し引き490人の減としました。また、世帯数についても同様に減少するものと見込んでおります。どのくらい先までということになります。平成35年度までを想定しておりますが、今後も団塊の世代で国保に加入されている方が75歳になることによりまして、後期高齢者医療制度に移行いたしますので、そういった面で減少していくといった見込みとしております。以上でございます。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 今、平成35年度まで見込んだということだったんですけども、これは団塊の世代が75歳に到達してしまうので、これからはどんどん人数的には減っていくよという見込みであるということと、平成35年度末までの見込みはあるけれども、その後においても減少に推移していくという、5年先を見通せば、その先のことはわからないと言ったらわからないけど、そういうことだね。わかりました。

それで、減っていく分は後期高齢者のほうがふえていくから、総体的には人数というのは年寄りの人数はふえていくという理解でいいんだよね。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 議員おっしゃるとおりで、今後、後期高齢者がふえていくということになり、後からも議論になりますけど、医療費対策といったものや健康寿命といったものの対策というのが今後、大事になってくると思います。以上でございます。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 わかりました。最後に、平成31年度は保険税率は据え置いていると思うのですが、基礎課税分の限度額が54万円から58万円に引き上げているんですが、これは個人とかそういう人への影響というのはあるのですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

限度額でございますので、所得の高い方がその分も引き上げて納めていただくという形になりますので、所得の高い方についてはその分、お支払いをお願いするというものになります。影響額としましては、1月31日現在、加入者及び所得状況により試算では、約144世帯で535万円の増額となる見込みでございます。以上でございます。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 535万円というのは、その144世帯の人からいただく増額分が535万円と、そういうことでいいんだよね。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。そのとおりでございます。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 そうすると、低所得者の人がまた減免とか、軽減に相当する額も逆に言えば、また出てくる。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

低所得者の軽減につきましては、平成30年度のときに専決で先に行かせていただいております。この54万円から58万円といった引き上げにつきましては、平成30年度に法案が決まったものでございますが、1年おくれの対応となっております。ですので、軽減に対しては、この法案が通ったときに先に対応させていただいております。なお、今、法案がまだ通っておりませんが、今年度末で58万円から61万円に増額となる予定でございます。限度額をまた3万円引き上げる法案が出されております。

また、それとあわせて、低所得者の軽減の法案も今出されておる中で、国の法律が通りましたら、現在、専決等で対応させていただきたいと思っておりますし、1月17日の国保運営協議会においても御説明をさせていただいて、そ

の内容も承諾いただいております。以上でございます。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 限度額がまた3万円上がるわけだね。軽減の対象の世帯数は何世帯ぐらいになりそうですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

見込みでございますが、40世帯の160万円の金額になります。以上でございます。

○竹内委員長 ほかにありませんか。

楠委員。

○楠副委員長 3款2項、国庫補助金で社会保障・税番号制度システム整備補助金が786万3,000円、これは純増だと思うんですが、補助の目的と補助率を教えてくださいと思います。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

補助の内容ですが、これはマイナンバーのデータ標準レイアウトの改修で、51万7,000円、それとオンライン資格確認等の業務で734万6,000円でございます。補助率は10分の10でございます。以上でございます。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 補助の目的をお伺いしたいのですが。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

補助の目的でございますが、現時点での予定でございますが、2021年から医療機関及び薬局において被保険者がマイナンバーカード、または被保険者証を提示することにより、被保険者資格のあり、なしなどを確認する仕組みの導入を検討しているものでございまして、それに対応するためのシステム改修費用でございます。以上でございます。

○竹内委員長 ほかにありませんか。

豊田委員。

○豊田委員 これは単年度で完了できる業務なんですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

単年度の事業でございます。以上でございます。

○竹内委員長 ほかにいかがですか。

○豊田委員 ちょっと戻っていいですか。

○竹内委員長 はい。豊田委員。

○豊田委員 ちょっと確認だけさせてください。退職被保険者等国民健康保険税があと1年、計算の仕方がよくわかっていなくて、廃止される年月日及び、とりあえず今210万円計上されているもとなる、210万円を算出した基礎になる人数をどういうふうに把握されているか教えてください。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

今、議員の質問された退職医療制度は、平成27年3月に廃止され、その経過措置として、平成32年3月31日で制度は廃止されるということになります。これは65歳までは退職者医療制度の資格が継続するといったものでございまして、人数についてはあと25人ということで、平成31年度中で65歳に達して、その医療制度の該当者はなくなるといったものでございます。以上です。

○竹内委員長 豊田委員。

○**豊田委員** 平成32年の3月で完全廃止、最終の現状としては25名の残りがいらっしゃるということですね。わかりました。そうすると、来年度もちょっと予算づけが必要になるということですね。

○**竹内委員長** 保険年金課長。

○**尾崎保険年金課長** お答えします。そのとおりでございます。

○**豊田委員** わかりました。ありがとうございます。

○**竹内委員長** それでは、1、2、3款はありませんか。いいですか。では、4款は。
楠委員。

○**楠副委員長** 4款2項で県の補助金ですが、概要書の記載の中に、保険者努力支援分という項目があって、605万3,000円、これは結構な減額だと思うのですが、この補助の目的と減額された理由を、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

○**竹内委員長** 保険年金課長。

○**尾崎保険年金課長** お答えします。

まず、保険者努力支援制度というものでございますが、保険者努力支援分は医療費適正化など国保財政の健全化につながる対策に取り組んだ成果を上げた市町に配分される補助金で、国では国民健康法の改正に基づき、平成30年度から本格実施されております。本市では、特定健診などの受診率、糖尿病等の重症化予防の取り組み及び後発医薬品の促進の取り組みなど、医療保険者共通の指標に加え、国保固有の指標としてデータベース計画の策定、医療費通知の取り組み及び第三者求償の取り組み等の評価が行われ、特別交付金の保険者努力支援制度分として実施されているものであります。

平成30年度に、そういった目的で自ら行う制度でありまして、減っている分につきましては、そういったポイントとなる項目ですが、特定健診受診率やそういった項目については、現状では上がっているのですが、そういった地域市町のこういった努力が今競争になってきておりまして、どんどんポイントが上がってきておりますので、その枠の中で皆さん、ポイントが上がってきていますので、平準化してしまったということで少し減っておりますが、今後、これから市町が努力していかなくは、同じ状況では下がっていくという現状があります。ですので、今後ともまた頑張っていきたいと思っております。

○**竹内委員長** 楠委員。

○**楠副委員長** では、またその頑張りをどのように頑張るかというのはまた歳出のほうでお伺いしたいと思いますので。歳入のほうはわかりました。ありがとうございました。

○**竹内委員長** 5款どうですか。いいですか。6款。

牧野委員。

○**牧野委員** 6款の繰入金、2項、基金繰入金において1億3,000万円を計上しているが、前年度よりふえている理由を教えてください。

○**竹内委員長** 保険年金課長。

○**尾崎保険年金課長** お答えします。

県から示される国民健康保険事業費納付金は、基本的には国民健康保険税を財源として支出することになりますが、保険税だけでは財源が不足するため、不足分を基金からの繰り入れを行い、対応しております。湖西市の平成31年度の1人当たりの納付金は、保険給付費の自然増などの理由により平成30年度と比較し、7,608円増加したため、不足を補填するために基金からの繰り入金の増額となっております。以上でございます。

○**竹内委員長** 牧野委員。

○**牧野委員** そうすると、毎年このぐらいずつふえていくと。年々ふえているということはないですか。

○**竹内委員長** 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。平成30年度の基金残額は約5億3,502万円と見込んでおり、平成31年度中に予算額の1億3,000万円を繰り入れた場合、基金残高は約4億516万円となります。保険税率を据え置いていることもあり、毎年、基金からの繰入額は多くなっていくと見込んでおります。ただし、決算剰余金は基金に積み立てをしておりますので、そういったことでなるべく基金残額が減らないような努力をしていきたいと思っております。

○竹内委員長 牧野委員。

○牧野委員 基金を1億3,000万円繰り入れた後の基金残高の見込み額はお幾らになりますか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

基金残高の見込み額は、約4億516万円となります。以上でございます。

○竹内委員長 牧野委員。

○牧野委員 このまま2020年度以降も基金繰入金が続くと残高が減り続けてしまうが、どのように対応するのですかということでお聞きしたいです。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

今後も1人当たりの保険給付費は自然増などを理由にふえていき、それに伴い1人当たりの国民健康保険事業費納付金も増額すると見込まれます。現在の税率のままだと、基金残高が減少し続ける可能性が高いと見込んでおり、今後、税率改正が必要であると考えておりますが、国保広域化が平成30年度から始まったばかりで、県の平成30年度国保会計においては、国からの療養給付費等負担金等の歳入も決定しておらず、決算剰余金もまだ正確に見込むことができない状況であります。

さらに県下での税率の統一時期も現時点では明確になっていないため、市といたしましては、数年先の財政状況を推計した上で、慎重に税率の見直しを進めていく考えでございます。以上でございます。

○竹内委員長 牧野委員。

○牧野委員 そうすると、どこまで上がっていくかわからないというのが現状ですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。現時点ではスタートしたばかりの中で、状況を見ながら、どこまで医療費が今後伸びていく中で、いかに抑制していくかということが、これは国全体の対策になりますが、そういったことで各市町取り組んでおる中で、医療費が上がらないように努めていきたいというふうになっております。以上でございます。

○竹内委員長 牧野委員。

○牧野委員 何か上がっていくのは心配ですけどね。何かというと、国民健康保険だと会社へ勤めている人と違って、年齢層が上がっているのだからふえていくということ、自分らもその中へ入っていくので、心配ですけど、わかりました。ありがとうございます。

○竹内委員長 ほかにいいですか。

7款、繰越金はいいですか。8款、諸収入。

馬場委員。

○馬場委員 8款、諸収入、4項、雑入において普通交付金3,000万円を計上しているのですが、これはどういったものか説明をお願いします。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

国保が県単位化されたことに伴い、保険給付費は県支出金の普通交付金で全額賄われることとなりました。平成30年度2月療養分の保険給付費に係る交付金は、3月の時点では正確な金額がわからないことから、県からの収納事務

の委託先である静岡県国民健康保険団体連合会に診療報酬の支払いが不足しないように超過交付されております。

その超過交付分は平成31年度になってから精算となり、静岡県国民健康保険団体連合会が市へ引き渡しするものでございます。毎月の保険給付費の支払いが約3億円のため、1割分の3,000万円を超過分として計上させていただいているものでございます。以上です。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 超過分を1割いただけるということで理解させていただきました。全体の収入とは違うのですが、今回移行することによって一番心配するのは、市町によっていろいろ国保は違うところがあるもので、メリットデメリット、一番影響があるところはどこなんでしょうか。県へ移行することによって、簡単でいいですけど。湖西市はどうなのかというところは本当は一番気になるところです。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。今の御質問では、大きく言えば広域化がスタートすることによって業務が順調であるかということも含めてだと思いますが、メリットといたしましては、医療費等に必要な資金は県から全て交付を受けることができまして、年度途中の保険給付費の急激な伸びなどに対する財源の不安がないということでございます。

デメリットといたしましては、国保事業費納付金は単年度ごとでいろいろな要素を含んで算定されますことから、将来の見込み額を立てることが難しく、将来の税率改定の見込みが難しいということでございます。以上でございます。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 難しいところですね。わかりました。了解です。少し見守らないとわからないかなと、ありがとうございます。

○竹内委員長 ほかにいかがですか。全般通してよろしいですか。

それでは、歳出に移ります。歳出のほうの質疑のある方、どうぞ。

豊田委員。

○豊田委員 1款1項1目、総務管理費の一般管理費の委託料のところでは大幅に金額が上がっているものがあって、説明としては電算関係ということになるんですけども、この辺の詳細を教えてくださいませんか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

制度改正に伴う電算システムの改修や保守業務の委託料でございます。主な委託内容は被保険者のオンライン資格確認業務に伴う国保健康保険システムの改修業務となります。先ほどもちょっと御説明させていただきましたが、これは現時点での予定になりますが、2021年度から医療機関及び薬局において被保険者がマイナンバーカードまたは被保険者証を提示することにより、被保険者資格のありなし等を確認する仕組みの導入を検討しているものでございます。それに対応するためのシステム改修費用でございます。以上でございます。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 先ほどの歳入のところでの国庫補助金、反面だなということだと思うのですが、これは2021年度から店舗でもそれなりの機器を導入してもらわないといけないということですよ。その準備というのも並行しているわけですか。これは直接的な予算とは関係しないのかもしれないけど。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

今、議員の御心配されていた内容とおりでございまして、幾らシステムが導入され、マイナンバーカードを医療機関へ持っていても、医療機関がその機器を導入していないと使えないという形になりますので、現在、この予定

に沿いまして、医療機関もシステム導入に向けて取り組みを検討され、進められているという状況でございます。医療機関もスタート開始に向けて医療機関もそういうものを取り入れる、それを協議されているということで、これが間に合うようにということで検討されていると伺っております。以上です。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 それはもう法制化されているわけですか。済みません。不勉強で申しわけない。導入に関しては。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

法制化は、2018年6月15日に閣議決定されております。

○豊田委員 とりあえず状況はわかりました。ありがとうございます。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 マイナンバーカードとそういうものを持ってきたら、例えばどの辺が楽になるんですか。来た人も楽になる。来た人の手続というのは、病院が楽になるのか、市が楽になるのか。その辺どういうことかちょっと教えて。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

マイナンバーカードがまず利用できるということで、市民の方についてはマイナンバーカードの利用の目的がふえるということになります。それと同時に、この目的については、医療の効率化が主となっております中で、高齢受給者証とか限度額認定証が一体化できるということになりますので、2枚携帯しなくても受けられるという形になります。これはあくまでもマイナンバーカードを保持された方という形になります。

それと同時に、こういったものが取り入れられますと、先ほど言いました被保険者証の一部負担の割合や自己負担限度額を確認することができますので、また資格においてもそういった加入している保険の間違い等もすぐわかりますので、その後の医療機関も、また行政もそうですし、利用者の方もその後、脱退されたままの保険証を使われた場合には、その後の対応が大変ですので、その辺も解消されるといったメリットがあると思っております。以上です。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 言葉を変えてもらいたいんだけど、マイナンバーカードの番号と国民健康保険者証の番号がそこでオンライン上、一致させることが可能になって、例えば、国民健康保険証を持たなくてもマイナンバーカードを持っていけば、国民健康保険を使った受診が可能になるという解釈でいいですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

そのとおりでございます。説明の仕方が少し回りくどくて申しわけありませんでした。ない場合は、保険証と同時で行いますので、保険証で使っていただく。取った方については、そういった活用ができるという形になります。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 ということは、2021年度からはやっとなんてマイナンバーカードを導入のときうたわれた、1つのメリットが具現化してくるということですね。わかりました。

○竹内委員長 ほかに。

楠委員。

○楠副委員長 歳出の1款2項1目、賦課徴収費ですが、先ほど歳入のところでも御説明いただいた被保険者が減少しているよということだったんですが、この賦課徴収費が逆にふえている理由がわからないのですが。前年度比ですね。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 ふえた理由については、消費税の関係とコンビニの利用がふえているということから増となっております。以上でございます。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 コンビニ納付がふえているということは市民サービスが向上していると捉えればよろしいですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

そのとおりでございます。銀行へ行かれる方と身近なコンビニへ行かれる方という選択肢ができたということで、サービスが向上しているということになります。以上でございます。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 わかりました。ありがとうございました。終わります。

○竹内委員長 ほかにどうでしょうか。

2款はどうですか。

楠委員。

○楠副委員長 2款1項1目ですが、一般被保険者療養給付費です。市長のタウンミーティングでもちょっと話題になっていたところがあったのですが、柔道整復師の施設に年間200回通っている人がいるという話があったのですが、この給付費の中に、そういった柔道整復師の施術料みたいなものは含まれるのか含まれないのか、ちょっとそこは勉強不足ですみません。教えていただきたいと思います。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

療養給付費の中ですが、こちらの2款1項1目の一般被保険者療養給付費の中には含まれておりません。柔道整復師の費用につきましては、2款1項3目の一般被保険者療養費分のほうに含まれる形になります。以上でございます。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 そうすると、療養費のほうに入ってくるということですが、柔道整復師の施術料が長期にわたって本当に必要なかどうかというところはチェックをされるのですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

これが不正受給への対策ということだと思いますが、補装具については前回療養費を支給してから今回の申請まで一定期間あいているか、医師から作成の指示書が出ているかなど、療養費の支給基準に合わせて、1件ずつ審査し、支給しております。

また、柔道整復師については、多部位創傷施術、長期継続施術等の対策には国保連合会に委託し、抽出でアンケートによる聞き取りをしております。施術回数不詳の原因及び箇所、領収書の受領などが施術申請書の内容と合っているかを確認している調査に疑義があれば、県に情報提供をしているところでございます。以上でございます。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 アンケートということですから、全数の確認ではないということですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

全数ではなくて抽出のものになります。以上でございます。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 どれぐらいの確率か、100人に1人聞いているのか、10人に1人ぐらい聞いているのか、その辺はわからないですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

実際、事務の中で今、確認しましたら、60人の中でちょっとこれが少しおかしいと思うのが10件をその都度やっているという形になります。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 6分の1で、その結果なんですが、アンケートをとった次のアクションというのは何かアクションがあるわけですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

また、報告はこちらのほうで10件、例えば、出したものについて、問題があればすぐ国保連のほうからそのものに対しての連絡がございまして、特にその後、確認していただいて、問題がなければそのままの対応をしていただいているという現状でございます。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 問題があった場合を聞きたかったのですが。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

問題があったものについては、最終的には不支給という形をとらせていただいております。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 わかりました。終わります。

○竹内委員長 2款、ほかにありますか。

楠委員。

○楠副委員長 今、2款1項5目なんですが、審査をやっているということですが、審査支払手数料は、国保が今度、市町から県に移行するわけですが、このレセプトのチェックは、また市が行うのですか。どうなんですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

基本的には国保連合会で行っていただきますが、それと同時に県も入って実行していただいております。以上でございます。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 そうするとこの手数料というのは、変わらないのですか。県がやるんだったら県の予算でやるとか、市からの持ち出しが少なくなるとか、今後の傾向とか、そういうのがわかればありがたいです。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

この費用につきましては、県の交付金で全額賄われておりますので、市からの持ち出しはないという形になります。以上でございます。

○楠副委員長 わかりました。ありがとうございます。

○竹内委員長 ほかにどうですか。よろしいですか。

それでは、3款に行きます。3款について質問のある方、どうですか。

馬場委員。

○馬場委員 3款の国民健康保険事業費納付金の算定方法について説明をしていただければと思います。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

算定方法でございますが、県は最初に県全体の保険給付費等の推計と国から示された国庫支出金などから県全体の納付金を算定し、次に国の示す方法で算定した各市町の被保険者数、所得、医療費などから市町ごとの納付金を算定してございます。以上でございます。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 それに関して、今年度減額になっているよね。その辺のところについてはいかがですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

納付金算定におきまして、県内の医療費は増加傾向にあります。被保険者数が減少していることから、国民健康保険事業費納付金の総額が減少となっていることが主な理由となります。以上でございます。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 被保険者が減っているということで理解させてもらいました。1人当たりの納付額というのは、その状況はどうですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

湖西市の1人当たりの納付金額は13万3,470円となり、平成30年度より7,608円、6%の増加となっております。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 負担がふえているということ。理解しました。

○竹内委員長 ほかにありませんか。

4款、どうですか。はい、6款。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 歳入のところで保険者の努力分をお伺いしたので、6款2項1目ですが、特定健診の審査事業ですね。実施率ですとか、そういったところが評価に変わってくるよということだったものですから、来年度の頑張りを目標値を含めてお伺いしたいと思います。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

ポイントの高い特定健診事業という形になりますが、現状で言いますと、法定報告、9月末報告による健診受診率は平成29年度末は49.4%、平成30年度現在では、県下でもそれは5位、市では3位となっております。こうした中で、特定健診においては、今、どこの市町村も競争になってきておりますが、まずは現状の平成29年度の49.4%より上を確保できるように努力していきたいと思っております。

そして、保健指導率につきましては、平成29年度は80%、これも県下の市では3位ということでございますが、非常に頑張ってもらっているんですが、これも同じようにどこの市町村も交付金努力者支援のポイントの高い事業でありますので、本当に指導率も現状よりかなり高いところにありますので、現状より上ということは目標で持っております。以上でございます。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 もともと高いレベルにあるのに、さらに上げるための施策が何かをお伺いしたかったのですが。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

対象者の約半数いる未受診者のうち、治療中の方について、治療中の方というのは特定健診を受けられていない方が多くございますので、そういった方に特定健診への受診の勧奨をしていただくということになります。

そういったかかりつけ医、全国の中でも何が特定健診で今後、対策が必要かといったときに、やはり健診の意義、

受診の必要性を知らない方が多いということで、いかにその方へのPRをしていくかということと、もう1つは、今言ったように、医者にかかられていて、かかりつけ医の連携によって、特定健診の項目をする必要がありますよということで、お医者さんの先生との医師会との連携によって、御協力いただいて、今、治療中の方も特定健診を受けていただくといったことを進めていくといったことで、努めていきたいと思っております。

それとあとPRというのが一番これも難しいわけなんですけど、ことしにおいて追加健診で送った中に、「受けないともったいない。平成最後の特定健診、1,000円で受けられるイチオシ。」と、これは1つの案なんですけど、こういったものにおいても追加で365人ということで、前年にしますと25%追加の実施があったということ。本当にこういったことでもいかにインパクトを与えて、広報していくか。また、市民の方にお伝えしていくかというのに工夫を凝らして頑張っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 お医者さんから、あなた受けなさいと言われるのが一番近道だとは思いますが、決算のときでも結構ですので、そういった声かけとか医師に勧められて受診したよというようなことが後々エビデンスで残ることがあれば、改善策がいろいろとPRの仕方ですとか、声かけの仕方というのが出てくるかと思うのです。また、成果が見えるような形で把握をしていただけるとありがたいかなと思います。

ありがとうございます。終わります。

○竹内委員長 ほかによろしいですか。7款、基金、よろしいですか。8款、公債費。9款、諸支出金、いいですか。10款、予備費。歳出全般よろしいですか。

豊田委員。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 先ほど歳入のところでも出ましたが、広域化による予算組みの変動要素といったものがあれば教えてください。これで約10カ月以上経過してきているわけですが、それが反映された部分というのはあったのでしょうか。予算組みの中で。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

予算につきましては、影響するといいますと、歳入として入ってくるものが決まってくる中で、保険者努力支援交付金だけが市町村の努力によってふえる金額がありますので、その部分、保険税はどうしても納付金で決まってくるので、その足りない部分は基金等の繰り入れを補充するという形になります。歳入で変わってくるのは、あとは交付金の額ができるだけふえるように努力したいという形になっております。以上です。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 具体的には、業務上で、やってみておやつということはなかったと。従前推測した流れの中で、予算編成もできているということでもいいわけですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

委員おっしゃられたとおりで、業務的にはそのまま問題なく進んでおります。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 これに従来までの保険年金課での管轄から一部業務が分かりますよね。その辺のところというのは来年度に向けては大幅な変動というのが出てくるのでしょうか。質問の仕方が中途半端で申しわけないのだけど。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

まず、特定健診係が健康増進課へ今回移管されるという組織改編がございました。そうした中で、特定健診係の業

務における健診保健指導、生活習慣病予防教室等の保健事業は、現在国が力を入れている国保保険者努力支援制度による交付金ポイントの非常に高い業務となっております。保険年金課といたしましては、健康増進課を中心に国保加入者である市民の方へのこうした保健事業をさらに充実させるように、これまで以上に取り組んでまいりたいと思っております。

今回の組織改編は、健康福祉部長が中心となって、湖西市の健康づくりの施策の充実と最適かつ円滑な行政サービスを提供することを目指し進めてこられたものでございます。健康福祉部において国保加入者や75歳以上の後期高齢者を含めた、全ての市民の方の健康づくり、予防対策等の事業を効率的、効果的に取り組んでいく組織改編だということですので、健康福祉部としっかりと連携をさせていただき、国保事業である特定健診の受診率や保健指導の実施率等の向上が図られるように取り組んでまいりたいと思っております。とにかく連携し、密にしてやっていきたいという形でございます。以上でございます。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 了解しました。ありがとうございました。

○竹内委員長 ほかに。よろしいですか。

ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第30号、平成31年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹内委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、これで暫時休憩としたいと思います。再開は11時15分からお願いします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○竹内委員長 休憩を解きます。

続きまして、議案第32号、平成31年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

議案書101ページから102ページ、平成31年度各会計予算に関する説明書の中の後期高齢者医療事業特別会計予算及び予算概要説明書92ページから94ページをごらんください。

これより、質疑を行います。質疑は、歳入全般と歳出全般に分けて行います。

それでは、初めに歳入についての質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

土屋委員。

○土屋委員 さっきもお聞きしたんですが、今度は前年度比1,532万円の増になっているわけですが、その理由をお伺いすると被保険者数の推移がふえていくということで、多分回答があると思うのですが、その推移です。先ほどもお聞きしたんですが、団塊の世代が後期高齢者に今後なっていくということが当然、見込まれるわけですが、その辺の数値と理由についてお伺いします。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

まず、増となった理由でございますが、広域連合より示された保険料において平成31年度は2年ごとに行う料金改

定がございませんので、被保険者の増と並びに保険料軽減措置の見直しによる増が主な理由となっております。そして、推移をどのように見込んでいるかということでございますが、ここ数年は毎年250人前後の増加となっており、2021年度ごろまではこのような状況が続くと思われま。2022年度ごろには400人ほどの増加になるのではないかと推測されます。現状、人数においても1月31日現在においても、今74歳の方が744人で、これで71歳が998人、70歳が1,023人、69歳が1,020人と現在そういった団塊の世代の方の人数が今後、あと4年、5年といった中でふえてきてこられるということがございます。

こういったことから、社会保障費、医療費の負担増加が懸念され、それらの対策が求められているところでございますが、保険料についても、今後、額が少しずつ上がっていくということになってきます。以上でございます。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 ありがとうございます。それで教えてほしい。僕が知らないもので教えてほしい。国民健康保険と後期高齢者で同じ人が75歳から負担する額というのは幾らぐらい違うもの。負担金、納めないといけないでしょう。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

答えとしましては、後期になると資産割がなくなりますので、資産割がそこに入っていないということで、少なくなります。1人当たりが平均でいきますと、後期は6万5,324円となります。国保の平均は、10万3,218円となっております。以上です。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 これは全部年額でいいわけですね。すると半分と言わないけどすごい安くなるんだよね。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 あくまでも平均の額で比較になっています。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 保険料の軽減措置の状況では、またさっき該当は何十人ぐらいだったけど、これはもっと減ってくるの。軽減措置の対象は。ふえるのか、減るのか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

軽減対象の割合になりますが、平成30年度においては、2割軽減、5割軽減、8.5割軽減、9割軽減とか、その所得によってありますが、4,698名で約60.3%の方がそういった軽減の対象とさせていただいております。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 わかりました。すごいきめの細かい対象で、8割とか9割とか、あれは当然所得税とか、収入に応じてということ。財産も入る。財産は入らない。所得だけですか。わかりました。ありがとうございます。

○竹内委員長 ほかにいかがですか。1款。

では、2款。3款。

牧野委員。

○牧野委員 3款、一般会計からの事務費の繰入金は対前年度比約440万円の減となっているが、その理由は何ですかということでお聞きします。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

広域連合への事務費負担金の減少やシステム改修費などの減少により事業に必要な事務費が減少したことが理由でございます。以上でございます。

○竹内委員長 牧野委員。

○牧野委員 ありがとうございます。いいです。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 今、事務費の負担が減ったということですが、保険料の被扶養者軽減対象者が減ったと、概要書のほうにあったのですが、これが減ったことによって事務費が軽減されたということだと思います。この被扶養者軽減対象者というのがどんな方なのか、それがどれぐらい減っているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

軽減対象者が平成29年度で4,300人、平成30年度で4,698人ということで、398人の軽減対象者が減っているということで、こちらのほうが繰入額も減っているという形になります。以上でございます。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 今、平成29年が4,300人とおっしゃらなかったですか。

○尾崎保険年金課長 4,300人。

○楠副委員長 平成30年が。

○尾崎保険年金課長 4,698人。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 済みません。お答えします。

被扶養者軽減の方が今までは期間がなかったわけですが、2年間に限り均等割5割軽減が2年間に限りということで期間が定められたことによりまして、その影響額となっております。

人数についてはわかり次第、報告させていただくことで済みません、よろしく申し上げます。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 人数は別途で結構ですが、この被扶養者軽減というのは、わかりやすく言うとどんな方ですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

社会保険等の被用者保険に加入されていた方に扶養されていた方が、75歳になって後期高齢者医療制度に移行された場合、その方につきましては2年間という限定で保険料の軽減期間が定められたということになります。社会保険等の被用者保険に加入されていた方に扶養されている方につきましては、保険料の負担はありませんが、後期高齢者医療制度に移行された場合、保険料の負担が生じることとなりますので、2年間は保険料が軽減されるという制度でございます。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 わかりました。また教えてください。ありがとうございました。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 今のをもう一回聞きたいんですけど、2年間というのは社保に加入されていた方に扶養されていた方が後期高齢者に移行して後の2年間なのか、制度そのものが2年間なのか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

社保に加入されていた方に扶養されていた方が後期高齢者になって、その方は2年間は保険料が軽減されるという形になります。今まではその期限がなく、今まで社保の被扶養者であって、保険料の負担がなかった方が後期高齢者になったときには、期限なしに軽減がきいていたのですが、その方も法定どおり2年ということで、2年たちましたら、ほかの方と同じような保険料になるということです。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 私は疑問に思ったのは、3款1項1目の一般会計繰入金の中での2節の被扶養者軽減負担分が平成29年度は779万8,000円あったんですね。それが平成31年度いきなり68万8,000円、かなり大きな変動があって、ということは今の御説明だと68万8,000円という数字は今後もほぼ同じような数字が移行していくよということで、平成30年度から平成31年度への減額というのはまさに特異例であって、今後は68万8,000円に近い数字が続いていくよという認識になるわけですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

今、豊田議員の御説明があったとおり、大体の考えはそういった減っていくという形になりますが、額については、そのときの年度の状況がありますので、一概には言えないということでございます。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 わかりました。ありがとうございます。

○竹内委員長 ほかにどうですか。

牧野委員。

○牧野委員 広域連合への事務費負担金が減少している理由を教えてください。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

広域連合における一般会計及び特別会計ともに、それぞれ事業で使用するシステム機器の更新が平成30年度で完了したことにより、平成31年度に市町共通で負担する事務費が減少したことが主な理由となっております。以上でございます。

○竹内委員長 牧野委員。

○牧野委員 わかりました。次いいですか、では、一般会計からの保険基盤安定繰入金は対前年度比約491万円の減となっておりますが、その理由を教えてください。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

低所得者分の保険基盤安定負担金の増加に対して、軽減特例措置縮小の影響による被扶養者分の保険基盤安定負担金が大幅に減少したことが主な理由でございます。ここも低所得者の軽減分による影響ということでございます。以上です。

○竹内委員長 牧野委員。

○牧野委員 もう一度教えてください。

軽減対象者の減少によって減ってきているということ。

○尾崎保険年金課長 そういうことでございます。

○牧野委員 わかりました。

○竹内委員長 ほかにいかがですか。よろしいですか。歳入いいですか。

では、歳出に行きます。

歳出1款、どうですか。

馬場委員。

○馬場委員 一般管理費で前年度比約382万円減となっておりますが、その理由についてお伺いします。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

一般管理費の減少につきましては、広域連合への事務費負担金が88万円、平成30年度に行ったシステム改修委託料

などの事務費294万円がそれぞれ減額になったことが理由でございます。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 広域連合の負担金の中で、一般会計と特別会計が分かれているんですが、この辺の内容について説明をいただきたいと思います。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

一般会計負担分は広域連合の事務所及び事務電算システム賃借料や施設管理費、議会運営費、総務室職員等の人件費などを賄うための負担金でございます。

また、特別会計負担金は、医療給付費に伴う電算システムやレセプト点検などに要する費用、そして医療給付室職員の人件費などを賄うための負担金でございます。以上でございます。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 わかりました。一般会計と特別会計、一般的な事務費と医療給付関係にする部分というのは分かれているということで理解させていただきました。

○竹内委員長 ほかにどうですか。

馬場委員。

○馬場委員 広域連合への職員の派遣についてはどのようになっていますか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

広域連合の正規職員は全て市町及び国保連合会からの派遣職員で構成されております。本市でも平成21年度から2年交代で1名を派遣しております。平成31年度は入れかえの年となっております。以上でございます。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 了解しました。

○竹内委員長 ほかにいかがですか。

楠委員。

○楠副委員長 1款2項1目、徴収費なんですが、被保険者がふえてきているということなんですが、ここでは徴収費が減っているんですけども、何か理由があるんですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

減額になっている理由でございますが、納付書、そういった通知等のものを昨年度まではアウトソーシングするためのテスト費用ということで計上しておりましたが、平成31年度につきましては、その費用が不要となって減額となっております。不要としております。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 外でやっていたものを中でやるということですか、どうですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

アウトソーシングするための準備の費用を昨年はのせていたものでございます。ことしからアウトソーシングをするように安くなっております。以上でございます。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

アウトソーシングするための費用は、テスト費用として平成30年度は計上してありましたが、平成31年度はその分

が不要になったということです。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 テストをするために市場調査だとか、そういうことが、でもこれは徴収事務なので、通知を送付するだけとか、印刷するだけのものではなくて、そのもとになる業務についての費用も含めてアウトソーシングされている。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

平成30年度、その前まではこちらのほうで自前でそういった作業をやっておったんですが、平成31年度についてはそれはアウトソーシングをするためのものを計上して対応しております。ですので、そういったことでアウトソーシングのための準備費用を使っておりますので、その分を平成31年度は計上してございません。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 予算なので細かいことは聞かないですが、もし決算で聞くような機会がもしあれば、決算のときに詳細を伺いたいと思います。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 今のお話だと、アウトソーシングする費用というのはどこに計上されているのですか。手数料の中、35万8,000円の中に含まれているという認識でいいですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 その費用は平成30年度の手数料の中に。

○竹内委員長 ことしのことですよ。

○豊田委員 もちろん今しているのは平成31年度予算ですから。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 平成31年度の手数料の35万8,000円が含まれております。以上でございます。

○竹内委員長 暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午前11時51分 再開

○竹内委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

保険年金課長、お願いします。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

減額となった費用でございますが、後期高齢者業務帳票回収テスト費用27万円、同じく後期高齢者業務帳票印刷出力テストの費用24万円でございます。以上のものが単年度費用として計上してあったものを除いてございます。以上でございます。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 わかりました。お手数かけました。

○竹内委員長 ほかにどうですか。

2款に行きます。2款はどうですか。

土屋委員。

○土屋委員 債務負担行為のコンピューターシステムリース料の304万円の内容はどんなことですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

このコンピューターシステムの件でございますが、これは原則5年ごとに県内全ての市町が一斉に機器を更新する広域連合と市町間を結ぶ標準システムのリース料でございます。契約につきましては、60カ月分の総額224万2,080円で、平成31年1月7日に契約を終え、2月12日から新しい機器で業務を行っているものでございます。以上でございます。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 これは業者はもう決めている。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

業者につきましては、広域連合において実施する一括入札に参加することにより、業者が決まってくるものでございます。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 了解しました。

○竹内委員長 よろしいですか。

全般を通して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 それでは、ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第32号、平成31年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに、賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹内委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告は、正副委員長において作成させていただきます。御了承ください。

以上で、総務経済委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

〔午前11時55分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 竹内 祐子